**転入者**

不足額給付金（※）申請書

※ 不足額給付金とは、令和６年に支給した当初調整給付金注の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和６年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：当初調整給付金とは、令和６年度に実施した所得税・個⼈住⺠税所得割の定額減税を⼗分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和６年分の推計所得税額⼜は令和６年度分の

個⼈住⺠税所得割額を上回った）⽅に対し、当該上回る額の合算額を基礎として１万円単位で切り上げて算定した額を⽀給したものです。

市区町村

受付印

|  |
| --- |
| 支給市 |
| （令和７年度個人住民税の課税市） |
| 亀岡市長　　　様 |



オンライン申請はこちらから⇒

※本様式は、不足額給付金の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

　 確認書が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

　【本様式での申請が必要な方】

　●令和６年中に他の市区町村や海外から本市に転入され、令和７年１月１日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となり

ます。具体的には以下の方が該当する可能性があります。

　　　・令和６年所得税額が令和５年所得税額より小さかった方（例：令和６年所得が、令和５年所得よりも小さかった方）

　　　・令和６年中に扶養親族が増えた方（例：お子さまが出生された方）など

|  |  |
| --- | --- |
| 【誓約・同意事項】　※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　①下記の支給要件に該当する場合、これに従い本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定　　　　　　のの結果、０円となった場合に不足額給付金は支給されません。

|  |
| --- |
| 【支給要件】 Ⅰ＋Ⅱ（合計額に対し、１万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）－Ⅲ＞０となる納税義務者　Ⅰ　所得税分の所要額：３万円×減税対象人数※１　－　令和６年分所得税額　　　　　※１　納税義務者本人＋令和６年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）　Ⅱ　個人住民税所得割分の所要額：１万円×減税対象人数※２　－　令和６年度分個人住民税所得割額　　　　　※２　納税義務者本人＋令和５年12月31日時点の扶養親族等（16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。）　Ⅲ　当初調整給付金の額 |

②不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。③公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。④当初調整給付金の受給要件に該当していない場合等、上記資料をお持ちでない場合、本市から前住所地の自治体　　　体　等へ資料の提供を求める必要があることから、支給決定に時間がかかる場合があることを了承します。 |

（１）申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （　フ　リ　ガ　ナ　） | 性別 | 生 年 月 日 | 現　　　住　　　所 |
| 氏　　　　　名 |  |  |  |
|  | 男・女 | 明治・大正・昭和・平成 年 　月 日 |  電話 （ ） |
|  |

【代理申請等を行う場合】

明治・大正・昭和・平成

年

月

日

電話

（　　　）

代

理

人

（フリガナ）

本人との

関係

性別

代理人生年月日

代　理　人　現　住　所

代理人氏名

男

・

女

本人氏名

署名

上記の者を代理人と認め、

不足額給付金の請求及び受給を委任します。

**続きがあります。必ず確認してください。**

　１

（２）振込口座（原則、（１）の申請・請求者の口座とします。）

下記の振込口座欄に記入をしてください。（長期間入出金のない口座は記載しないでください。）



**（３）以下のいずれかの□にチェック（✓）を⼊れてください。**

上記の振込口座は、亀岡市の**住民税の引落に現に使用している申請者名義の口座**である。

□　はい　（通帳等のコピー不要）

※当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。

※住民税以外（国民健康保険料、固定資産税等）の引落に使用している口座への振込はできません。

　□　いいえ　※口座確認書類を添付してください。

各欄の記入漏れ・チェック漏れはありませんか？

（提出書類に不備がある場合、給付が受けられませんので右の表で確認をお願いします。）

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 提出書類 |

* 『不足額給付金申請書』（１枚目と２枚目、両方とも提出してください）

※ 必要事項をご記入ください。□　誓約・同意事項（１枚目）□　申請者（または代理人）の氏名など（１枚目）□　振込口座、署名（２枚目）□『当初調整給付金の支給確認書の写し（コピー） 、支給決定通知書 など』□『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）を３枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。□『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（「（３）以下のいずれかの□にチェック（✓）を⼊れてください」でいいえにチェックした方のみ添付してください。）※ 通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し（コピー）を３枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 本申立ての内容に相違ありません。令和　　　　年　　　　月　　　　日 | 申請者氏名 |

**■問い合わせ先　亀岡市不足額給付金コールセンター（0771-56-8130）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２

本人確認書類等貼付用紙

振込口座が確認できる書類

の　り　付　け

有効期限

生年月日

住所

住所

氏名

有効期限

生年月日

氏名

以下の内容が確認できる書類を貼り付けてください。

（ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどの

写し（コピー） ）

以下の内容が確認できる書類を貼り付けてください。

（ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどの

写し（コピー） ）

の　り　付　け

の　り　付　け

代理人が確認できる書類

本人が確認できる書類

口座名義人（カナ）

通帳番号

通帳記号

◆ゆうちょ銀行の場合

口座番号

口座名義人（カナ）

預金種別

支店名

金融機関名

◆ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合

以下の内容が確認できる書類を貼り付けてください。

（ 通帳やキャッシュカードなどの写し（コピー） ）

**本⼈確認書類等貼付⽤紙**

|  |  |
| --- | --- |
| 公⾦受取⼝座未登録の⽅ | マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公⾦受取⼝座を登録いただけます。登録は給付⾦の⽀給要件ではありません。「**公⾦受取⼝座**」の概要及び登録はこちら |
|  | （公⾦受取⼝座制度とは）国⺠の皆さまが給付⾦等の受取のための⼝座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付⾦等の申請において、申請書への⼝座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公金受取口座未登録の方 | マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

|  |
| --- |
| （公⾦受取⼝座制度とは）国⺠の皆さまが給付⾦等の受取のための⼝座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の緊急時の給付⾦等の申請において、申請書への⼝座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。 |

 |

３